

## 愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針（骨子案）

### ○はじめに（指針の位置づけ）

愛知県犯罪被害者等支援条例（令和4年3月25日条例第2号、以下「条例」という。）第8条「支援に関する指針」に基づき、愛知県における犯罪被害者等支援に関する施策が総合的かつ計画的に推進されることを目的として、「犯罪被害者等支援についての基本的な方針」、「犯罪被害者等支援に関する施策」のほか、「犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定めるもの。

### 1 指針の目指す姿

- ・犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図る。
- ・犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

### 2 本県における犯罪被害者等の置かれた状況と支援の重点課題

#### (1) 愛知県における犯罪被害者等を取り巻く状況【参考資料1】、【参考資料2】

- ア 愛知県における刑法犯認知件数等
- イ 被害者サポートセンターあいちにおける支援状況
- ウ 性暴力救援センター日赤なごやなごみにおける支援状況
- エ 条例策定過程でいただいた被害者支援施策への意見
  - (ア) 「愛知県犯罪被害者等の支援に関する有識者会議」でいただいた意見
  - (イ) 「愛知県犯罪被害者等支援条例骨子案に対する県民意見募集」における「2県が行う基本的な施策」に係る主な意見

#### (2) 支援の重点課題【資料2】

- ・「犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図る。」の実現に向けた課題
  - ア 「犯罪被害者等に支援の入口が認知されていないこと」
  - イ 「明確な支援フローが確立されていないこと」
  - ウ 「犯罪被害者等の置かれた立場や支援ニーズが多岐にわたること」
- ・「犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。」の実現に向けた課題
  - エ 「犯罪被害者等支援に関して十分に県民の理解や意識の醸成ができていないこと」

### 3 施策の柱

ア 「犯罪被害者等に支援の入口が認知されていないこと」

イ 「明確な支援フローが確立されていないこと」

⇒柱1 「犯罪被害者等に対する支援フローの確立」

ウ 「犯罪被害者等の置かれた立場や支援ニーズが多岐にわたること」

⇒柱2 「多岐にわたる支援ニーズへの対応」

エ 「犯罪被害者等支援に関する十分な県民の理解や意識の醸成ができていないこと」

⇒柱3 「犯罪被害者等支援に関する県民の理解増進と社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成」

### 二 犯罪被害者等支援に関する施策

### 4 施策の体系と施策方針

(1) 施策の柱に対して、対応する条例の条項を位置づける。

(2) 対応する条例の条項に対する施策方針を記載する。

別紙

### 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 5 推進体制

県内において、犯罪被害者等支援施策を推進していくために以下の連携体制について位置づけを行う

- (1) 県庁内における連携（新設）
- (2) 市町村との連携（既存の犯罪被害者等支援に係る研修会等を活用）
- (3) 関係機関との連携（愛知県被害者支援連絡協議会）

### 6 指針の見直し

国の犯罪被害者等基本計画の見直し時期ほか、本県における犯罪被害者の置かれた状況に大きな変化があった時など、必要な時期に見直しを行う。

### 7 施策集の作成

施策方針に基づく具体的な取組については別冊を作成し、毎年度更新・公表する。

## 施策の柱と施策方針（案）

別紙

### 柱1「犯罪被害者等に対する支援フローの確立」

#### 第九条 総合的な支援体制の整備

※個々の条項に対し、()内を包括する方針を文章で明示

(例) 県は、犯罪被害者等に対する支援体制を整備するため、国、市町村、民間支援団体その他の関係者と連携し、被害者支援連絡協議会や被害者支援地域ネットワークを始め、様々な犯罪被害に対する連携の促進を行うとともに、愛知県下における犯罪被害者等支援に関する市町村条例等の制定促進を行う。

- 1 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進等
- 2 様々な犯罪被害に対する連携の促進



具体的な施策は別冊で明示

#### 第十条 相談、情報の提供等

- 1 総合的対応窓口の設置及び相談体制の充実等
- 2 警察における相談体制の充実
- 3 様々な犯罪被害に対する相談、情報の提供に係る体制の強化

#### 第十七条 民間支援団体に対する支援

- 1 民間支援団体が行う広報啓発等への支援
- 2 コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等
- 3 情報の提供と運営・活動への協力

#### 第十九条 個人情報の適切な管理

### 柱2「多岐にわたる支援ニーズへの対応」

#### 第十一条 心身に受けた影響からの回復

- 1 様々な犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施
- 2 被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等

#### 第十二条 安全の確保

- 1 再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等
- 2 再被害の防止に向けた適切な加害者処置
- 3 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応に向けた取組
- 4 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

### 第十三条 居住の安定等

- 1 県営住宅への入居に係る配慮等

### 第十四条 雇用の安定等

- 1 若年被害者への就業職支援

### 第十五条 経済的負担の軽減

- 1 犯罪被害者等に対する給付金制度等の運用
- 2 性犯罪被害者等への医療費の負担軽減
- 3 学校における授業料の減免等
- 4 冊子、リーフレットによる損害賠償制度などの支援制度の周知広報
- 5 暴力団犯罪被害者による損害賠償請求に対する支援等の充実

### 第十八条 人材の育成

- 1 職員等に対する犯罪被害者等支援に係る研修の実施等
- 2 市町村担当者に対する研修の実施等
- 3 被害者等支援従事者に対する研修

### 柱3「犯罪被害者等支援に関する県民の理解増進と社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成」

#### 第十六条 県民の理解

- 1 インターネットやリーフレットを活用した広報周知
- 2 潜在化しやすい犯罪被害に関する周知広報
- 3 学校における犯罪被害者等支援の理解増進
- 4 犯罪被害者週間に合わせた広報啓発
- 5 犯罪被害者等支援関係団体への広報啓発

※ 項目は骨子案時点のもの。今後、全庁での支援状況等掘り起こしを進め  
た上で、条項に対応する方針を作成する。

※ 第20条「財政上の措置」、第21条「公表」は支援施策全体にかかる項  
目ではあるが、具体的な施策方針が紐付かないため、施策の体系には加  
えない。なお、第21条「公表」については、別冊を作成し、毎年度更  
新・公表することで担保されると考える。